

国家戦略特区 今後の運営に向けて

平成29年9月5日

秋 池 玲 子

坂 根 正 弘

坂 村 健

竹 中 平 蔵

八 田 達 夫

1、岩盤規制改革の続行

- ・ 国家戦略特区は、これまで大きな成果をあげてきた。これを継続し、さらに改革を深化することが重要である。

今年度末までの集中改革強化期間で、重点6分野の残された岩盤規制はすべて洗い直すとともに、特に以下の3点(①～③)についても、早急に改革を進めるべきである。

<重点6分野>

- ①各種専門分野における「外国人材」の受入れ促進
- ②各種インフラの「コンセッション」推進等も含めた「インバウンド」の推進
- ③各分野での「シェアリングエコノミー」の推進
- ④医療・福祉・教育分野等での「官民のイコールフティング」の徹底
- ⑤「多様な働き方」の推進
- ⑥地方創生に寄与する「一次産業」や「観光」分野での改革推進

① 規制の「サンドボックス」制度の早期実現

通常国会で成立した改正国家戦略特区法に基づき、早急に制度化を進める必要がある。年内早期に具体案をまとめ、法案化に向けた準備を加速すべきである。なお、制度設計に当たっては、事前規制を大幅に縮減・撤廃するための事後チェック体制として、分野ごと・地域ごとに評価・監視機関を設置することが重要なポイントとなることに留意すべきである。

② 告示や通達などの総合的・横断的な見直し

さまざまな分野で、法律ではなく、告示や通達などにより多くの規制がなされている(例えば、医学部・歯学部の新設禁止、混合診療の禁止、遠隔診療の制約、外国人在留資格に係る諸規制など)。重点6分野を中心に、これらを横断的に見直すべきである。

③ 特区措置の「全国展開」の加速的推進

国家戦略特区で突破口を開いた規制改革項目について全国展開を加速的に進めることも、残された大きな課題である。

- ・ これらの取組を受けて、従来どおり、国家戦略特区法改正案を原則として毎国会に提出し、改革を推進すべきである。

2、国家戦略特区の透明性向上と機能強化

- ・ 岩盤規制改革を進めるためには、規制担当省との厳しい折衝は避けて通れない。これを緩めるようなことはあってはならない。また併せて、対立する多くの意見が存在する中で、折衝を妥結させるためには、担当者同士が非公開を前提として建設的な意見交換の場をもつことも、極めて重要なプロセスである。
- ・ 透明性をさらに向上しつつ、同時に、岩盤規制改革のエンジンとして国家戦略特区の機能を強化するため、以下の措置を講ずべきである。
 - ① 特区諮問会議を実質的な折衝の場として活用
特区諮問会議には規制担当大臣が出席できる。必要なときは大臣間で意見をたたかわせることを含め、実質的な折衝の場として、特区諮問会議をさらに活用すべきである。
 - ② 省庁間の協議についてミニユッツ作成
特区諮問会議や特区WGなど以外で、省庁間でなされる協議については、必要に応じ、両当事者の合意するミニユッツ(交渉過程に係る合意議事録)を作成することとし、他方、合意されていないものが政策に影響を与えることのないようにすべきである。
 - ③ 会議の議事公開ルールの明文化
特区WGなどでの議事公開については、ルールを明文化すべきである。

3、その他

- ・ 国家戦略特区や規制改革に係る国民の理解を深めるため、政府と民間議員が連携し、広報を含めたさらなる取組を進める必要がある。例えば、既得権保護を目的とする参入制限は成長を阻害してきたこと、各省の省益を打ち破るには総理主導の体制が不可欠であること等である。
- ・ 第4次指定も視野に入れた提案募集は早急に進めるべきである。
- ・ 岩盤規制改革続行のための事務局体制の整備が必要である。